

公立大学法人県立広島大学組織規程（素案）の概要

基本的な考え方	県立広島大学組織規則（平成17年広島県規則第61号）等を基本に作成
---------	-----------------------------------

章・節	条	規定のポイント
第1章 総則	趣旨	・趣旨 定款に定めがあるもののほか、この規程で定める。
第2章 職員	職員の種類	・学長、教員、事務職員の設置 【新たに規定】 ・学長及び教員の職 教授、准教授、講師、助教及び助手 【新たに規定】
第3章 教育研究組織	教育研究組織	・学部、研究科の設置 【新たに規定】
	教授会	・教授会、研究科委員会の設置 【新たに規定】
第4章 附属施設	附属施設	・附属施設の設置
	総合教育センター	・総合教育センターの業務
		・キャリアセンターの業務（新設） ・庄原キャリアセンター、三原キャリアセンターの設置（新設）
	学術情報センター	・学術情報センターの業務
		・庄原学術情報センター、三原学術情報センターの業務
	地域連携センター	・地域連携センターの業務
		・庄原地域連携センター、三原地域連携センターの業務
附属教育研究施設	・附属教育研究施設の業務	
附属診療センター	・附属診療センターの業務	
第5章 委員会	委員会の設置	・委員会の設置 【新たに規定】
第6章 事務組織	事務組織	・本部 総務課の分掌事務
		・ " 財務課の分掌事務（新設）
		・ " 経営企画室の分掌事務（新設）
		・ " 教学課の分掌事務
		・ " 学術情報課の分掌事務
		・庄原キャンパス事務部総務課の分掌事務
		・ " 事務部教学課の分掌事務
		・三原キャンパス事務部総務課の分掌事務
・ " 事務部教学課の分掌事務		
第7章 法人の職制	学長	・学長の職務 ・理事長が学長となる。 ・学長の代理者
	副学長	・常勤の理事である教員をもって充てる。 ・副学長の職務
	学部長	・学部長の職務
	研究科長	・研究科長の職務

章・節	見出し	規定内容等
第7章 法人の 職制	学科長	・学科長の職務
	専攻長	・専攻長の職務
	学長補佐	・学長補佐の職務
	総合教育センターに置く職	・センター長の職務 (現行規則) 副学長をもって充てる。 ⇒ (新規程) もって充てる旨の規定を削除
		・副センター長の職務
		・キャリアセンター長の職務 (新設)
	学術情報センターに置く職	・学術情報センター長の職務
	庄原学術情報センター及び三 原学術情報センターに置く職	・庄原学術情報センター長の職務
		・三原学術情報センター長の職務
	地域連携センターに置く職	・地域連携センター長の職務
	庄原地域連携センター及び三 原地域連携センターに置く職	・庄原地域連携センター長の職務
		・三原地域連携センター長の職務
	附属教育研究施設に置く職	・附属教育研究施設長の職務
	附属診療センターに置く職	・附属診療センター長の職務
	事務局長	・事務局長の職務
	キャンパス事務部長	・庄原キャンパス事務部長の職務
		・三原キャンパス事務部長の職務
担当部長	・担当部長の職務 (新設) 総務担当部長, 教学担当部長	
室長	・室長の職務 (新設)	
課長	・課長の職務	
	事務組織に置くその他の職は別に定める。	
第8章 雑則	実施細目	・他の規程への委任
附則	施行期日	・施行期日
	経過措置	・従前の大学の組織の取扱い
		・従前の大学の事務の取扱い

※役員 (理事長, 理事, 監事) については, 別途, 役員規程で定める。